

手術の通則の5及び6に掲げる手術について

特定の手術で年間症例数や医師経験年数の基準を満たすことを要件に診療報酬上の評価規定があります。当院におきましても次の手術については厚生労働省生局長へ届出を行い、手術の所定点数を算定しております。

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間における特定の手術実施件数

区分1		手術件数	区分3		手術件数
区分1-ア	頭蓋内腫瘍摘出術	0	区分3-ア	上顎形成術等	0
区分1-イ	黄斑下手術	0	区分3-イ	上顎悪性腫瘍手術等	0
区分1-ウ	鼓室形成手術	0	区分3-ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
区分1-エ	肺悪性腫瘍手術等	0	区分3-エ	母指化手術等	0
区分1-オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	区分3-オ	内反足手術等	0
区分2		手術件数	区分3-カ	食道切除再建術等	0
区分2-ア	靱帯断裂形成手術等	0	区分3-キ	同種死体腎移植術等	0
区分2-イ	水頭症手術等	0	区分4		手術件数
区分2-ウ	鼻副鼻腔悪性手術等	0	区分4	胸腔鏡下及び腹腔鏡下手術	0
区分2-エ	尿道形成手術等	0	その他の区分		手術件数
区分2-オ	角膜移植術	0	その他の区分-ア	人工関節置換術	0
区分2-カ	肝切除術等	0	その他の区分-イ	乳児外科施設基準対象手術	0
区分2-キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0	その他の区分-ウ	ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術	3
			その他の区分-エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
			その他の区分-オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈ステント留置術	0